

第二京阪道路騒音交通量等調査業務委託仕様書

門真市 環境水道部 環境政策課

1 (適用)

本仕様書は、門真市が施行する第二京阪道路騒音交通量等調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

本仕様書は、本業務に関する明細又は業務に固有の技術的要求その他補足事項等の特記したものである。

2 (目的)

平成 22 年 3 月 20 日からの第二京阪道路供用開始に伴い、平成 21 年 5 月 25 日付関係 8 者(国土交通省、西日本高速道路株式会社、大阪府、門真市、枚方市、交野市、寝屋川市及び四條畷市)で決定した環境監視の実施方針に基づき門真市域内測定局(門真沖町二国監視局及び門真三ツ島二国監視局)付近で第二京阪道路一般部(一般国道 1 号)の騒音測定及び交通量等の調査をし、周辺地域の環境への影響を調べることを目的とする。

3 (履行期間)

本業務の履行期間は、本業務委託契約日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 (調査地点及び調査日)

門真沖町二国監視局(門真市沖町 30 番)及び門真三ツ島二国監視局(門真市三ツ島 2 丁目 11 番)付近の第二京阪道路一般部(一般国道 1 号)。なお詳細な調査場所の選定については門真市(以下「発注者」という。)と協議の上、決定する。

調査日は、年 2 回 24 時間測定実施する。具体的な日程については発注者の指示により決定する(調査日については決定後であっても雨の影響等により、急遽変更する場合もある。)

5 (調査項目)

(1) 騒音測定

調査地点に騒音計を設置して、年 2 回 24 観測時間について測定する。

(2) 交通量調査

騒音測定地点に近接した道路近傍において、道路を走行する車両の台数を方向別、車種別、時間別に年 2 回 24 時間調査するものとする。調査方法は 4 車種分類(大型車・普通車のみの場合も同時に調査結果を提出するものとする。)、2 方向断面交通量調査とし、ビデオ観測ならびに画像解析による計測も可とする。

また、自動車専用道路の必要なデータについては発注者が受注者に提出するものとし、自動車専用道路のデータも含め測定結果報告書等を作成すること。

(3) 平均走行速度測定

交通量調査と同一地点において、年2回昼間・夜間の観測時間帯のうち各2観測時間帯に上下別に10台のサンプル測定し、通過時間を計測する。

昼間平均走行速度(上下別・車種別(大型車Ⅰ・Ⅱ、普通車)、10台ずつ)

夜間平均走行速度(上下別・車種別(大型車Ⅰ・Ⅱ、普通車)、10台ずつ)

6 (準拠する法令及び資格等)

環境基本法(平成5年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成23年9月14日付環水大自発110914001号)、騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年10月環境省)、環境騒音モニタリング調査方法(平成12年3月 大阪府環境農林水産部交通公害課、大阪府公害監視センター)及びその他関係法令等を準拠すること。また、資格については、計量証明事業登録証(音圧レベル)を有すること。

7 (調査結果報告書等の帰属)

本業務で得た測定結果報告書等については、受注者に帰属するものとし、受注者の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。

8 (調査結果報告書等の提出)

受注者は、調査が終了した後速やかに調査報告書を、また、本業務が完了したときは、調査結果報告書等を提出し、発注者の検査を受けるものとする。受注者は本仕様書に定めのある場合又は発注者の指示する場合には、履行期間中においても、調査結果報告書等の部分引渡しを行うものとする。報告書等の様式については、双方の協議の上決定するものとする。

9 (打合せ等)

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と常に密接な連絡をとり、方針及び条件等の疑義を正すものとする。

また、本業務履行中本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、速やかに受注者と協議の上、その指示を受けるものとする。

10 (守秘義務)

受注者は本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

11 (その他)

調査を行うにあたり必要な書類の提出、手続は受注者が行うこと。

12 (納入成果品)

本業務の成果品については、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 報告書 (A4版) | 2部 |
| ② ①の電子データを収録したCD-R | 1枚 |
| ③ その他本市が指定するもの | 1式 |
| ④ 計量証明書 | 2部 |
| ⑤ 委託業務完了届 (市様式) | 1部 |

13 (支払方法)

委託業務完了後に支払うものとする。